

島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び島根県後期高齢者医療
広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

1 改正要旨

公文書公開請求及び保有個人情報開示請求に係る処理期間について、国及び島根県に準ずることにより、当該請求手続に対する住民や事業者の明瞭な理解につなげるとともに、効率的かつ柔軟な事務の執行に資するため、改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正

ア 公文書公開請求に係る処理期間について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に準拠するもの

現 行：公開請求があった日から起算して 15 日以内（延長 30 日以内）

改正後：公開請求があった日から30 日以内（延長 30 日以内）

イ 公務員等の職務の遂行に係る情報に該当する当該公務員等の氏名の取扱いについては、情報公開法に準拠するもの

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

保有個人情報開示請求に係る処理期間について、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に準拠するもの

現 行：開示請求があった日から起算して 15 日以内（延長 30 日以内）

改正後：開示請求があった日から30 日以内（延長 30 日以内）

※個人情報保護法に準拠するため、条例で特段の規定はしない。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年3月1日

島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員</p>

並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職_____及び当該職務遂行の内容に係る部分_____

(3)～(6) 略

(公開決定等の期限)

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から 30 日 _____ 以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

(公開決定等の期限の特例)

第 13 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から 60 日 _____ 以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実

並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)

(3)～(6) 略

(公開決定等の期限)

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して 15 日 _____ 以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

(公開決定等の期限の特例)

第 13 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して 30 日 _____ 以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実

<p>施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	--

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>(開示決定等の期限)</u></p> <p><u>第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>(開示決定等の期限の特例)</u></p> <p><u>第 5 条 開示請求に係る保有個人情報が多く大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この</u></p>

第4条～第6条 略

(運用状況の公表)

第7条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関における法の運用状況その他広域連合長が必要と認める事項を取りまとめ、これを公表するものとする。

第8条 略

場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第6条～第8条 略

(運用状況の公表)

第9条 広域連合長は、毎年1回、この条例 _____の運用状況その他広域連合長が必要と認める事項を取りまとめ、これを公表するものとする。

第10条 略

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

